


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学	
件名	東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱について、地区図書館に指定管理者制度を令和4年4月1日から導入することにより、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が管理を行う地区図書館について、本規則を適用除外とする。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入することにより、地区図書館の開館日及び開館時間等が拡充されサービスの向上を図ることができる。 				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月24日 令和3年第12回教育委員会定例会において「東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱」について、報告済み。 文書課において審査済み 				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。